

建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項又は第4項の規定による
計画変更通知書(昇降機以外の建築設備)

建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項又は第4項の規定により計画の変更を通知します。

第 号
年 月 日

【計画変更の概要】

(注意)

別記第9号様式(昇降機以外の建築設備用)の(注意)に準じて記入してください。